令和４年10月７日

各団体公務災害所管課等の長　様

　　　地方公務員災害補償基金広島県支部事務長

〒730-8511 広島市中区基町１０－５２

広島県総務局福利課内

公金受取口座登録制度の運用開始等について（通知）

　このことについて、当基金では、令和４年９月29日付け基金本部企画課長からの事務連絡のとおり、令和４年10月11日から運用を開始することとなり、既に令和４年９月29日付けで療養補償等の請求書の様式に個人番号を記入する欄を設けるなどの改正がされています（同年10月１日から適用）。

ついては、運用開始日以降に補償費の請求を受け付けた場合、被災職員に対し、次の対応をしていただくようお願いします。

　また，個人番号等の取扱いに当たっては，改めて情報管理の徹底をお願いします。

【療養補償請求の対応】

○　療養中の職員に、改正後の療養補償請求書の様式と別紙のチラシを配布し、制度開始を周知するとともに、今後は新様式により請求するよう指導してください。

○　旧様式により「本人請求」があった場合には、口金受取口座登録制度の利用希望の有無を確認してください。※ 医療機関や薬局等への受領委任は制度対象外です。

〔利用を希望する場合〕新様式に書き直すか、新様式の請求者欄と送金希望の欄のみに記入し、旧様式と併せて提出してください。

〔利用を希望しない場合〕希望しない旨を請求書の余白等に記入してください。

　　※ 記入がない場合、利用を希望しないものとみなします。

【療養補償請求以外の補償請求の対応】

　○　新様式で請求してください。旧様式により提出された場合には、療養補償請求の例によってください。

　　※ 新様式は基金本部のＨＰに掲載されており、主なものは支部ＨＰにも掲載予定です。

　　　〔本部ＨＰ〕　https://www.chikousai.go.jp/reiki/yousiki/yousiki-hosyou.php

　　担　当　　補償係　和田

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　　082-513-2265